

西東京市

第3次基本構想

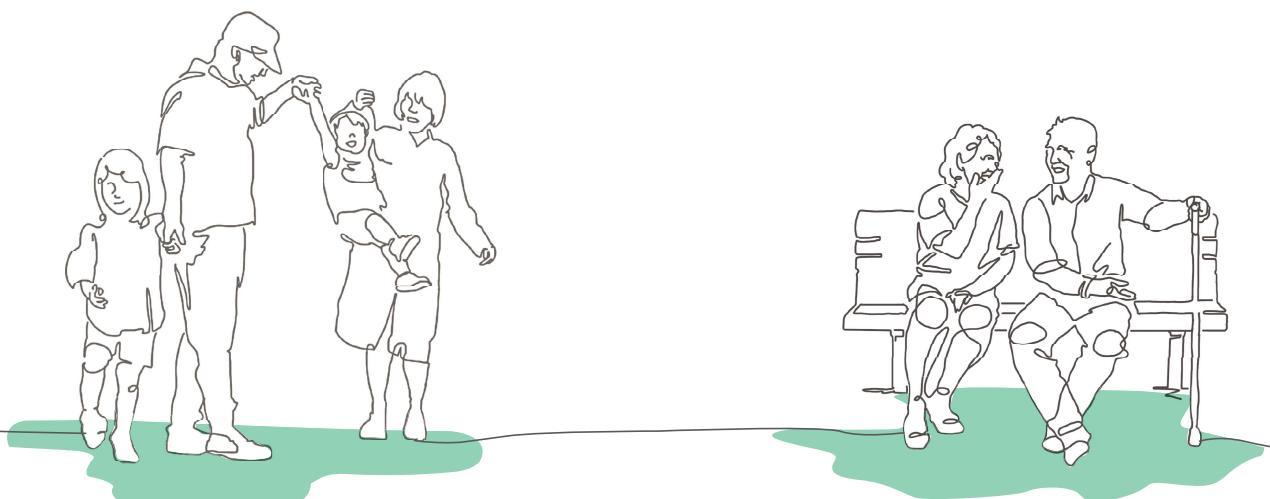
・ 基本計画

2024～2033

(令和6年度～令和15年度)

ともにみらいにつなぐ
やさしさといこいの西東京

概要版



西東京市

ともにみらいにつなぐ

～第3次基本構想・基本計画の策定にあたって～

西東京市長 池澤 隆史



21世紀の幕開けとともに誕生した西東京市は、市民の皆様とともに歩み続け、23年が経過いたしました。人口も20万人を超え、大きく発展し、令和4年度に実施した人口推計調査の結果では全国的な人口減少が危惧される中、本市においては20年先も現状の人口を概ね維持する見込みとなっております。

一方、少子高齢化の進行や社会経済情勢等の変化、気候変動等に伴う自然災害に対する市民の生命や財産の安全・安心への備え、デジタル社会の進展に伴う利便性の高いサービス提供の仕組みづくり、更には、新たな市民ニーズへの対応など、これまでの取組とともに、既成概念や想定を超える変化に柔軟に対応できる新たなまちづくり、地域づくりが必要となっております。このような状況を踏まえ、次の10年のまちづくりを進めるための基本的な方向性を示すものとして、第3次総合計画（基本構想・基本計画）を策定いたしました。

新たなまちづくりにあたりましては、「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校を核としたまちづくりを進め、相談しやすい身近な窓口の設置や、日頃から住民同士が支え合える顔の見える関係づくりなど、地域の課題を地域で解決することのできる仕組みづくりを構築してまいります。

また、SDGsの理念を念頭に置きながら、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現や、市民の皆様が健康で、一人ひとりが幸せを実感できるまちを目指してまいりたいと考えております。

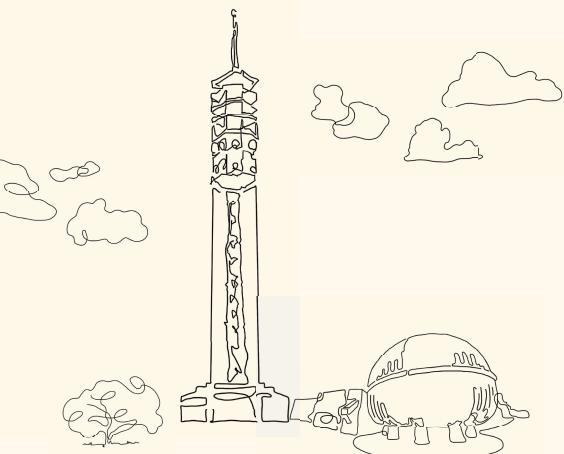
これまで大切にしてきた「やさしさ」や「ふれあい」といった想いを継承しつつ、「住んでよかった」「住み続けたい」と実感していただける、夢と希望が溢れる西東京市を、市民の皆様とともに未来へつなぐため、誠心誠意努力してまいります。

結びに、2年を超える議論を経て素案策定にご尽力いただきました総合計画策定審議会委員の皆様や、シンポジウムやアンケート等において貴重なご意見を賜りました、小・中学生をはじめとする多様な市民の方々、並びに市内企業・団体等の皆様、そして、様々な視点から議論を重ねご審議をいただきました市議会議員の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6(2024)年3月

目次

市長挨拶	1
第3次基本構想・基本計画について	2
○策定の趣旨	
○計画の位置づけ	
○計画の期間	
基本理念（わたしたちの望み）	3
基本目標（目指すべき将来像）	4
計画を推進するための考え方	5
基本目標	6-11
主要事務事業一覧	12-14



第3次基本構想・基本計画について

策定の趣旨

西東京市第3次基本構想は、新市誕生からのまちづくりを踏まえつつ、次の10年の目指すべき将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものです。

本市では平成29（2017）年に人口が20万人を超えた後、人口増加を続けてきましたが、全国的な傾向に見られるように、今後緩やかに人口減少に転じることが予測されています。また、少子高齢化による人口構造の変化は着実に進行しており、将来的には65歳以上の高齢者の割合が3割を超える見込みです。

一方で、近年の自然災害の頻発・激甚化や地球規模での環境問題の深刻化、デジタル社会の進展やテレワーク等による働き方の多様化など、これら社会の変化に的確に対応することが必要となっています。また、高齢化等に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化への対応等、多様化・複雑化する課題に柔軟に取り組む必要があります。

そうした状況においても本市が将来にわたって発展し、持続可能で自立した自治体であるためには、誰一人取り残さない社会の実現を目指した国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の理念を念頭に置きつつ、一人ひとりが「このまちに住んでよかった」「このまちに住み続けたい」と思えるまちを創り、次世代に引き継ぐことが必要です。

西東京市第3次基本構想の策定にあたっては、市民意識調査や西東京市のミライを語るシンポジウム、子ども・市民ワークショップなどを通じて、西東京市の将来を担う子ども・若者をはじめとした多くの市民が関わり、一緒に作り上げてきました。

「第3次総合計画策定のための基本方針」で示した、これからまちづくりに求められる6つの基本的な視点を礎として、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、基本構想を行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけ、「西東京市第3次基本構想」を策定します。

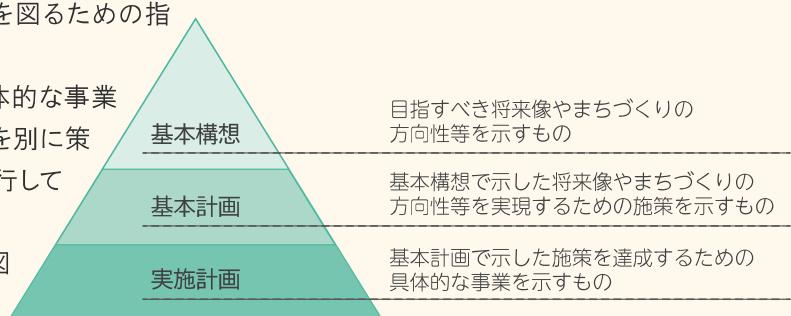
計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で示した基本理念と基本目標を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示した上で、取組内容を明らかにするものです。

また、各行政分野における個別計画の整合性を図るために指針となるものです。

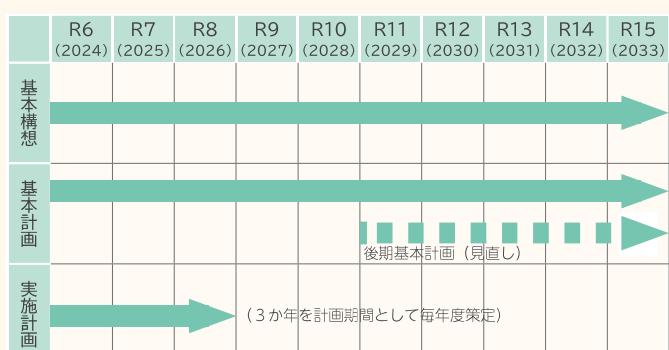
なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度3か年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏づけを持って計画された事業を実行していきます。

基本構想、基本計画、実施計画の関係は右の図のようになります。



計画の期間

基本計画の期間は、基本構想に基づき、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。なお、令和11（2029）年度からの後期5年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなどを踏まえて見直しを行うこととします。



基本理念（わたしたちの望み）

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京、

このまちに暮らすわたしたちすべての市民は、さまざまな場面でまちづくりに関わっています。

第1次及び第2次基本構想では、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としてまちづくりを進めてきました。基本理念に込めた、お互いを思いやり尊重できる「やさしさ」、人と人との「ふれあい」は、新市として誕生した西東京市に息づき育んできたわたしたちのまちづくりへの想いです。

これからもわたしたちが大切にしてきた「やさしさ」と「ふれあい」を継承しつつ、身近に残る豊かな自然、文化芸術や歴史、安らぎを感じられる落ち着いた住環境を守り、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

また、わたしたち一人ひとりが身近なことからまちづくりに関わり「自分ごと」として西東京市の未来を見つめることで、まちづくりへの想いを次世代へつなぐことができます。

このような想いから、第3次基本構想においては、

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京

をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

ともに

まちづくりに関わるさまざまな主体が、手を携えて協力している様子を表しています。個の想いや力だけでなく、それぞれの立場や経験を活かし、協働することで、より多様化・複雑化する課題に対応していくことができます。

みらいにつなぐ

これまで守り育んできた西東京市の良さを次世代に残していくことに加え、さまざまな主体による取組が次世代にも引き継がれるよう、未来を担う子どもにまちづくりのバトンを渡していくことを表しています。

やさしさ

思いやりや助け合いの気持ちなど、人のやさしさや温かさだけでなく一人ひとりが認められ大事にされる社会、地球環境への配慮ある行動、誰一人取り残さない持続可能な社会などの意味が込められています。

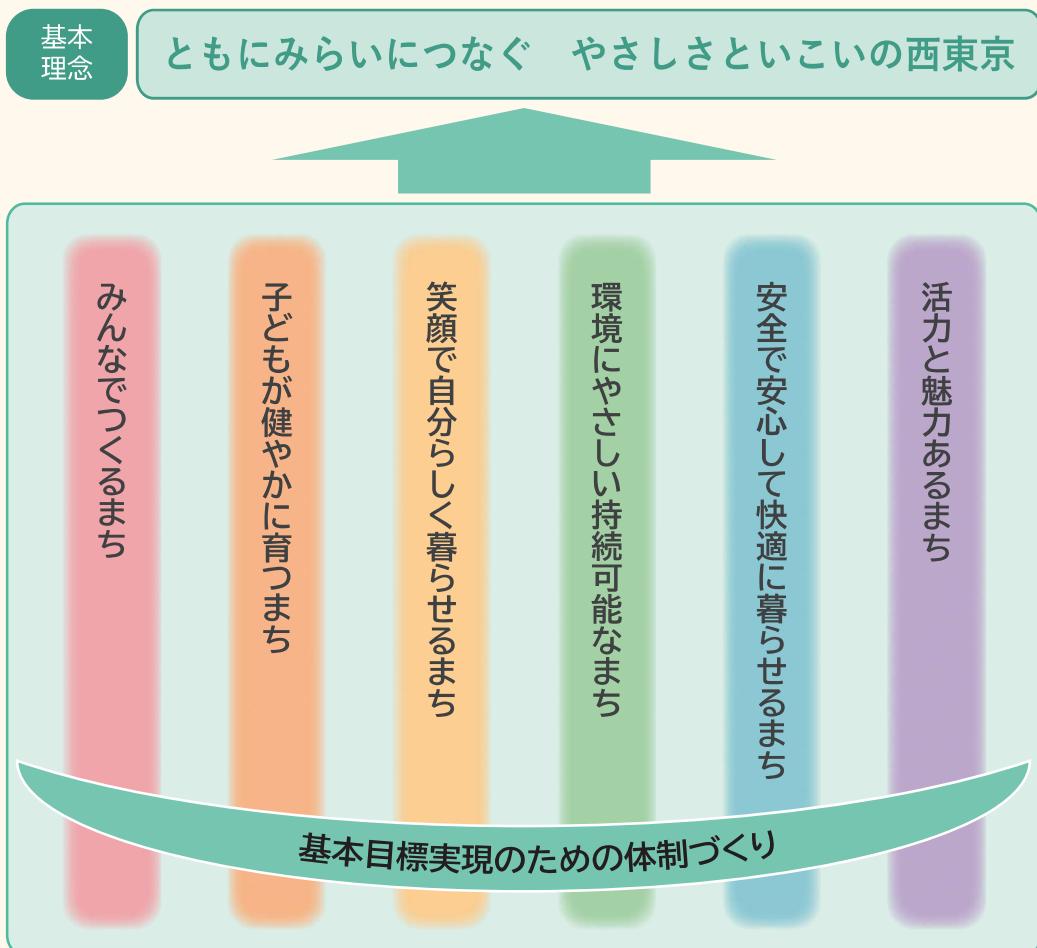
いこい

市の中心部に位置する西東京いこいの森公園やマスコットキャラクター「いこいーな」などに象徴されるように、わたしたちが大切にしてきた言葉です。

都心に近いながらも身近にみどりを感じができる環境や、落ち着いた住環境の中で、心と体が休まり人々の交流が生まれるいこいの場を、これからも守り育てていくことを表しています。

基本目標（目指すべき将来像）

「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」という基本理念をかなえるために、目指すまちの姿として、6つの基本目標（目指すべき将来像）を掲げます。また、予測を超えた社会経済情勢の変化等に対して柔軟に対応するための「基本目標実現のための体制づくり」を示します。



<基本目標実現のための体制づくり>

社会経済情勢等が変化し、行政需要が多様化・複雑化する中においては、分野ごとに掲げた基本目標を推進するための体制づくりが重要となります。

課題や変化に柔軟に対応するため、庁内各部署が分野を超えて組織横断的な連携を図るとともに、地域の力を活かし、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体との協働による課題解決を目指します。

計画を推進するための考え方

第3次総合計画では、第2次総合計画（後期基本計画）で示した4つの基本的な考え方を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や新たな課題に対応し、計画を進めるために、7つの基本的な考え方を整理しました。

これらの考え方を全庁で共有し、本計画に位置づけた各施策や主要事務事業を推進していきます。

市民とともにつくるまちづくりの推進

新たな基本理念の「ともにみらいにつなぐ」のフレーズにあるように、これからまちづくりには、市民と行政が協働し、さまざまな課題に向き合い、次世代に向けたまちづくりをともに進めていくことが必要です。また、市民と職員一人ひとりが、西東京市の未来を「自分ごと」として考え、主体的にまちづくりに関わっていくことが重要です。

本計画の推進にあたっては、令和2（2020）年3月に策定した「市民と行政の協働に関する基本方針」に基づき、「市民」と「行政」が互いに地域づくりの目標に向かって対等な協力関係を築き、更なる協働のまちづくりに取り組みます。

行財政改革と分野横断的な取組の推進

基本構想に掲げた「基本理念」や「基本目標」を実現するためには、施策・事業による取組成果を測りながら、政策課題の解決に向けて効果の高い施策・事業に対し、戦略的に行政資源（人員、財源等）を配分することが必要です。

そのため、持続可能で自立的な自治体経営の確立に向けて、「行財政改革大綱」に基づき、引き続き、行財政改革の取組を着実に推進します。

また、分野横断的なテーマについては、庁内各部署が分野を超えて組織横断的に連携して取り組む体制づくりを進めます。

エリア（圏域）における取組の推進 (学校を核としたまちづくり)

「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、歩いて行ける距離や市内全体の公共施設の配置バランス等を考慮しつつ、中学校を中心とした半径1,200m程度の範囲を「中学校区」としてまちづくりを進めていきます。

中学校区では、身近な相談窓口設置等、「相談機能の強化」「コーディネート機能の充実」「居場所の確保」「社会参加の機会創出」「健康づくり（運動）の推進」といった行政サービス機能を展開していきます。

また、中学校が地域の多様な世代や属性の人人が集い、交流・活動できる施設となるよう、学校教育の環境を維持しつつ、多機能化・複合化を視野に施設更新を進めていきます。

「健康」応援都市の実現に向けた取組の充実

本市は、平成23（2011）年に「健康都市宣言」を行い、平成26（2014）年には「健康都市連合」に加盟し、「人」の健康と、「まち」の健康の視点から、まち全体の健康水準を高めるため、「健康になること、健康でいること」を皆で応援できるまち、「『健康』応援都市の実現」を目指してきました。

引き続き、本計画に位置づける各施策・事業について、健康水準の向上という観点から推進し、「『健康』応援都市の実現」に向けた取組を充実させていきます。

新規

S D G s(持続可能な開発目標)への取組

基本理念をかなえるための6つの基本目標は、S D G s の「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた考え方と同じ方向性にあります。

国がまとめた「S D G s アクションプラン」に掲げる、注力すべき8つの優先課題を踏まえ取組を進めるとともに、S D G s の理念を理解し、基本理念の実現に向けて施策を推進していきます。

新規

行政のデジタル化

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、デジタル技術の進展を踏まえ、地域の個性や魅力を活かした地域づくりを進めるために、これまでの地方創生の取組を踏まえつつ、デジタル技術の活用といった視点を加味した、「西東京市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、本計画と一体的に取組を推進します。

新規

ウェルビーイングの把握

基本構想に掲げる「ともにみらいにつなぐ やさしさといいの西東京」を実現させるためには、市民一人ひとりが幸せを感じ、多面的で持続的な幸せの状態（Well-being〔ウェルビーイング〕）であることが重要です。

さまざまな価値観や生き方を持った市民の「幸せの状態」について、人と人とのつながりや生きがい、安らぎなどの暮らしの実感といった主観的な要素をウェルビーイング値として可視化することで、成果指標などの客観的指標と組み合わせて、新たな評価の視点の一つとして把握し、まちづくりに活かしていきます。

みんなでつくるまち（協働・行政）



公共施設の再編等による人が集まる場所の創出や、デジタル技術の活用による行政サービスの向上などを進めるとともに、地域活動に関する情報提供や啓発活動、機会の提供などにより、さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画できる「みんなでつくるまち」をめざします。

基本施策1 一人ひとりがいきいきと輝くまちを実現するために

1-1 市民主体のまちづくりの推進

- 地域コミュニティの強化
- ボランティア・市民活動の推進
- 学校を核としたまちづくりの推進

1-2 協働のまちづくりの推進

- 地域の多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進
- 協働の仕組みづくりの充実
- 協働のまちづくりを実践する職員の育成
- 若い世代等のまちづくりへの参画機会の充実

基本施策2 多様性を認め合う社会を構築するために

2-1 人権と平和の尊重

- 人権尊重意識の醸成
- 平和意識の醸成

2-2 多文化共生の推進

- 多文化共生の推進
- 外国人の暮らしの支援

2-3 男女平等参画社会の推進

- 男女平等参画の推進
- 相談機能等の充実

基本施策3 市民とともに持続発展する自治体であるために

3-1 開かれた市政の推進

- 広報・広聴の充実
- 広報専門職による情報発信力の強化
- 暮らしの相談の充実
- 公文書の適正な管理と情報提供

3-2 持続可能な自治体の経営

- 行財政改革の推進
- 行政課題に対応できる人材の確保と育成
- 公共施設の量と質の最適化
- 広域行政の推進

3-3 人にやさしいデジタル化の推進

- デジタル化による行政サービスの向上
- 行政事務の効率化の推進
- デジタルデバイド対策の推進
- 情報セキュリティ対策の徹底





子どもの権利の尊重や居場所づくり、気軽に相談できる環境の充実、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築のほか、児童・生徒の個に応じた学校教育の充実等を図ることで、愛着を持っていつまでも住み続けたいと思える「子どもが健やかに育つまち」をめざします。

基本施策4 子どもがのびのびと成長するために

4-1 子どもの権利の尊重と参画の推進

- - - - ○ 子どもの権利が守られる社会の構築
- - - - ○ 子どもの自立支援や社会参加の推進
- - - - ○ 子どもが安心して過ごし、育ち学べる場所の確保

4-2 子どもの育ちの支援

- - - - ○ 悩みを抱える子どもが相談できる環境の充実
- - - - ○ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び支援の充実
- - - - ○ 子どもが健やかに育つ環境づくり

基本施策5 安心して子どもを産み育てるために

5-1 子育て支援の充実

- - - - ○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- - - - ○ 子育て家庭の状況に応じた伴走型支援体制の推進
- - - - ○ 地域における児童の発達支援の充実

5-2 幼児教育・保育の充実

- - - - ○ 多様な保育ニーズへの対応
- - - - ○ 保育環境の充実
- - - - ○ 放課後等の子どもの居場所の充実

基本施策6 子どもの学びや生きる力を育むために

6-1 学校教育の充実

- - - - ○ 主体的に学ぶ力を育む学習内容の充実
- - - - ○ 個に応じた教育の充実
- - - - ○ 教育相談機能の充実
- - - - ○ 学校教育環境の充実

6-2 学校と地域の連携による教育環境の充実

- - - - ○ 学校・家庭・地域等の連携・協働の推進
- - - - ○ 地域等による子どもの安全の確保





すべての人が「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域の中で人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、支援の必要な人が適切な支援を安心して受けられるための仕組みづくりを進めるとともに、健康づくりや生きがいづくりに取り組み健康寿命を伸ばし、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して「笑顔で自分らしく暮らせるまち」をめざします。

基本施策7 人と地域がつながり安心して暮らすために

7-1 地域福祉の推進

- ● 重層的支援体制整備事業の周知と連携強化
- ● 関係機関や団体・地域との連携強化
- ● 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出
- ● 身近な相談窓口体制の充実
- ● 地域福祉を支える人材育成
- ● 成年後見制度の利用促進

7-2 高齢者福祉の充実

- ● 西東京市版地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
- ● 介護予防等の推進
- ● 家族介護者への支援
- ● 認知症施策の推進
- ● 介護人材の確保・育成に向けた取組の推進

7-3 障害者福祉の充実

- ● 障害のある人の自立した生活への支援
- ● 障害のある人や家族の自己実現に向けた支援
- ● 地域で安心して暮らせる環境づくり

7-4 社会保障制度の運営

- ● 生活の安定と自立のための幅広い支援
- ● 国民健康保険制度の健全な運営
- ● 介護保険制度の健全な運営
- ● 後期高齢者医療制度の健全な運営

基本施策8 いつまでも健康で元気に暮らすために

8-1 健康づくりの推進

- ● 市民の主体的な健康づくりの支援
- ● かかりつけ医療機関等の推進
- ● 「健康」応援都市の実現に向けた取組の充実
- ● 心の健康づくりの支援

8-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実

- ● 高齢者の社会参加への支援
- ● フレイル予防の推進

8-3 障害者の社会参加の推進

- ● 障害の特性に応じた多様な社会参加の促進
- ● 障害のある人の雇用・就労の促進



環境にやさしい持続可能なまち（みどり・環境）



さまざまな主体が協力してみどりの保全・活用に取り組むとともに、次世代により良い環境を残していくよう、環境への負荷が少ない脱炭素社会や資源循環型社会の実現に向けた「環境にやさしい持続可能なまち」をめざします。

基本施策9　暮らしの中で身近にみどりを感じるために

9-1 みどりの保全・活用

- みどりを保全する仕組みの形成
- 農地の保全につながる取組の推進
- 公園等の適切な維持管理

9-2 みどりの空間の創出

- 公園・緑地の充実
- 身近なみどりの創出
- みどりのネットワークの形成

基本施策10 環境に配慮した持続可能な社会を構築するために

10-1 ゼロカーボンシティの推進

- 市民、事業者、行政の環境を大切にする意識づくり
- 公共施設から排出される温室効果ガスの削減
- 市内から排出される温室効果ガスの削減

10-2 循環型社会の構築

- ごみの削減及び4Rの推進
- 食品ロスの削減
- 事業者等との連携によるごみの発生の抑制

10-3 生活環境の維持

- 大気汚染などの公害の防止
- まちの美化の推進



安全で安心して快適に暮らせるまち

(都市基盤・安全)



適切な土地利用の誘導や、駅周辺等の拠点性の向上、地域の特徴を活かしたまちづくり、歩行者や自転車、自動車が安全で快適に通行できる幹線道路の整備、駅周辺への利便性の高い道路などの交通ネットワークの形成を推進していきます。

また、行政をはじめ、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が一体となって「自助」、「共助」、「公助」の考え方のもと、防災・防犯対策に取り組むことで、「安全で安心して快適に暮らせるまち」をめざします。

基本施策 11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために

11-1 住みやすい住環境の整備

- 身近にみどりを感じることができる美しいまちなみづくりの推進
- 駅周辺や各地域の特性に応じた特色あるまちづくりの推進
- 誰もが利用しやすいまちづくりの推進
- 空き家等対策の推進
- 要配慮者の住まいの確保の支援

11-2 体系的な道路ネットワークの整備

- 道路ネットワークの充実
- 道路等の適切な維持管理
- 安全な歩行空間の確保

11-3 人と環境にやさしい交通環境の整備

- 体系的な交通ネットワーク整備の推進
- 歩行者、自転車、車が共存するまちづくりの推進

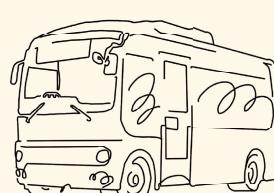
基本施策 12 安全で安心して暮らすために

12-1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進

- 防災基盤の整備の推進
- 災害時の協力体制の確保
- 雨水溢水対策等の推進
- 耐震化の促進

12-2 防犯・交通安全の推進

- 市民と連携した防犯体制の強化
- 市民と連携した交通安全の推進
- 消費者トラブルの未然防止





経営基盤の強化や起業・創業支援の充実、商店街の活性化の支援を図るとともに、地産地消や農地保全の取組を推進します。また、学習や学び直しの機会の充実、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組める環境づくり、文化芸術の振興、歴史文化の継承など、一人ひとりが生きがいを持って暮らしを楽しめる、まちも人も元気になる「活力と魅力あるまち」をめざします。

基本施策 13 産業が活性化して活力のあるまちになるために

13-1 産業の振興

- 農業経営の促進と農地保全
- 都市農業の魅力向上と理解促進
- 多様な商工業の振興
- 産学公連携の推進
- 地域労働環境の向上

13-2 起業・創業支援の充実

- 起業・創業に対する支援や環境整備の推進
- 多様な働き方の実現に向けた支援

基本施策 14 にぎわいのある魅力的なまちになるために

14-1 まちの魅力の創造

- 地域資源の利活用の推進
- 地域の魅力を活かしたまち歩きの推進
- 市内外に向けた情報発信の強化

基本施策 15 多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために

15-1 生涯学習環境と主体的な学びの機会の充実

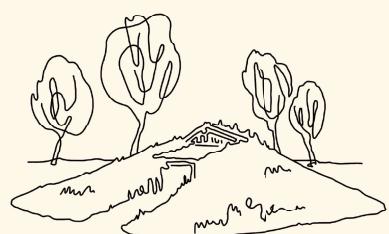
- 自主的な生涯学習活動の支援
- 公民館における学習機会の提供
- 市民ニーズに対応した図書館環境の充実

15-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 気軽に身近な場所でスポーツに参加できる機会の充実
- スポーツを通じた地域の活性化の促進
- 誰もが参加できるスポーツの推進

15-3 文化芸術の振興と文化財の保護

- 文化芸術の振興
- 文化財の保存・活用



主要事務事業一覧

1 みんなでつくるまち

施策1－1 市民主体のまちづくりの推進

- ▶市民まつりの実施
- ▶地域コミュニティ推進事業の実施
- ▶西東京ボランティア・市民活動センター事業への支援
- ▶学校を核としたまちづくりの推進

施策1－2 協働のまちづくりの推進

- ▶新たな市民参加手法の検討
- ▶市民のまちづくり参加への支援
- ▶大学等と連携したまちづくりの推進
- ▶市民活動団体の活性化のための支援
- ▶協働に関する職員の意識啓発
- ▶若い世代等のまちづくりへの参画機会の充実に向けた検討

施策2－1 人権と平和の尊重

- ▶人権啓発活動、人権教育、人権相談の実施
- ▶平和に関する学習・啓発活動の充実

施策2－2 多文化共生の推進

- ▶多文化共生の推進
- ▶外国人の暮らしの支援

施策2－3 男女平等参画社会の推進

- ▶男女平等参画に関する意識啓発
- ▶相談支援機能の充実

施策3－1 開かれた市政の推進

- ▶情報発信力の強化
- ▶市民相談の充実

施策3－2 持続可能な自治体の経営

- ▶行財政改革大綱の推進
- ▶行政評価制度の実施
- ▶職員育成に向けた取組の充実
- ▶公共施設の量と質の最適化
- ▶田無庁舎の改修
- ▶防災・保谷保健福祉総合センター等の改修

施策3－3 人にやさしいデジタル化の推進

- ▶公衆無線LAN環境の充実
- ▶デジタル技術を活用した行政サービスの推進
- ▶統計データの活用に向けた調査・研究
- ▶個人番号制度の活用
- ▶デジタル技術を活用した業務の効率化
- ▶デジタルデバイド解消に向けた取組

2 子どもが健やかに育つまち

施策4－1 子どもの権利の尊重と参画の推進

- ▶子どもの人権に関する取組
- ▶青少年育成地域活動への支援
- ▶児童館機能の充実
- ▶児童館施設の改修
- ▶特化型児童館の設置検討
- ▶子どもの居場所の充実
- ▶世代間交流・機会の充実
- ▶学校施設開放事業の充実
- ▶親子のふれあいを通した学びの充実
- ▶子ども読書活動の推進

施策4－2 子どもの育ちの支援

- ▶子どもが相談できる環境の充実
- ▶いじめ防止に向けた取組の推進
- ▶こども家庭センターの運営
- ▶地域で子どもの成長を支える体制づくり

施策5－1 子育て支援の充実

- ▶妊娠期からの切れ目ない支援事業の推進
- ▶地域子育て支援センターの充実
- ▶子育て相談、交流広場の実施
- ▶子育て家庭への伴走型支援
- ▶こども家庭センターの運営（再掲4-2）
- ▶児童発達支援センターひいらぎの運営

施策5－2 幼児教育・保育の充実

- ▶病児・病後児保育室の運営
- ▶ファミリー・サポート・センターの運営
- ▶多様な保育ニーズへの対応
- ▶待機児童対策の推進
- ▶保育園施設の改修
- ▶学童クラブ施設の改修
- ▶学童クラブの充実

施策6－1 学校教育の充実

- ▶ICT教育の充実
- ▶外国人英語指導助手による指導の実施
- ▶特別支援学級の運営
- ▶通級学級・特別支援教室の運営
- ▶個に応じた教育支援の充実
- ▶教育相談機能の充実
- ▶小学校校舎等建替事業の実施
- ▶中学校校舎等建替事業の実施
- ▶小学校校舎等大規模改造事業の実施
- ▶中学校校舎等大規模改造事業の実施
- ▶学校施設の適正規模・適正配置及び学区域見直しの検討

施策6－2 学校と地域の連携による教育環境の充実

- ▶学校と地域の協働・連携の推進
- ▶地域ぐるみの安全体制づくりの推進
- ▶交通擁護員・スクールガードリーダーの配置

3 笑顔で自分らしく暮らせるまち

施策7－1 地域福祉の推進

- ▶ 地域共生社会の実現に向けた取組（地域福祉コーディネーター事業）
- ▶ ふれあいのまちづくり事業への支援
- ▶ 身近な相談窓口の設置に向けた検討
- ▶ 地域福祉を支える人材の育成
- ▶ 地域福祉権利擁護事業への支援

施策7－2 高齢者福祉の充実

- ▶ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ▶ 高齢者の介護予防・生活支援体制の充実
- ▶ 地域包括支援センター事業の実施
- ▶ 福祉会館施設の改修
- ▶ 地域密着型サービス等重点施設の整備
- ▶ 短期集中予防サービスの推進
- ▶ 家族介護者への支援
- ▶ 認知症の方への支援
- ▶ 介護人材の確保・育成に向けた支援

施策7－3 障害者福祉の充実

- ▶ 障害者地域活動支援センター事業の充実
- ▶ 普及啓発・地域交流事業の充実
- ▶ 障害のある人の居場所づくり

施策7－4 社会保障制度の運営

- ▶ ひきこもり支援の推進
- ▶ 生活困窮者自立支援制度の取組
- ▶ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的の実施

施策8－1 健康づくりの推進

- ▶ 健康診査事業の推進
- ▶ 健康教育相談事業の推進
- ▶ 食育の推進に向けた取組
- ▶ 予防接種事業の実施
- ▶ がん検診事業の推進
- ▶ 健康づくりの推進
- ▶ 健康情報普及サイト事業の実施
- ▶ 健康づくり（運動）の推進に向けた検討
- ▶ こころの健康・自殺対策の推進

施策8－2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実

- ▶ 高齢者の生きがいづくり事業の充実
- ▶ 高齢者の社会参加を促進する仕組みの充実
- ▶ シルバー人材センターへの支援
- ▶ フレイル予防事業の推進

施策8－3 障害者の社会参加の推進

- ▶ 障害者（児）スポーツ等支援事業の実施
- ▶ 障害者（児）移送サービス事業の充実
- ▶ 障害者就労支援事業の充実

4 環境にやさしい持続可能なまち

施策9－1 みどりの保全・活用

- ▶ 西原自然公園の植生・管理
- ▶ 小規模公園・緑地の活用
- ▶ 公園ボランティアとの協働
- ▶ 都市と農業が共生するまちづくりの推進（再掲13-1）
- ▶ 公園施設の保全・更新

施策9－2 みどりの空間の創出

- ▶ 特色ある公園づくりの推進
- ▶ 東伏見公園の機能の充実に向けた対応
- ▶ 樹木等保存事業の実施
- ▶ 緑と花の沿道推進事業の実施
- ▶ 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用

施策10－1 ゼロカーボンシティの推進

- ▶ 環境保全の推進
- ▶ 環境情報の提供及び環境学習の実施
- ▶ 環境マネジメントの推進
- ▶ 地球温暖化対策事業の実施

施策10－2 循環型社会の構築

- ▶ 資源循環型社会の推進
- ▶ 食品ロスの削減に向けた取組の推進
- ▶ 事業者等との連携によるごみの発生の抑制

施策10－3 生活環境の維持

- ▶ 公害等対策事業の実施
- ▶ 環境美化に向けた取組の推進

5 安全で安心して快適に暮らせるまち

施策 11－1 住みやすい住環境の整備

- ▶ 良好的な景観整備の推進
- ▶ 駅周辺環境の充実
- ▶ 空き家等対策・利活用の推進
- ▶ 住宅セーフティネット事業の実施

施策 11－2 体系的な道路ネットワークの整備

- ▶ 西東京都市計画道路3・4・11号線の整備
- ▶ 西東京都市計画道路3・4・17号線の整備検討
- ▶ 西東京都市計画道路3・4・18号線の整備検討
- ▶ 西東京都市計画道路3・4・24号線の整備
- ▶ 西東京都市計画道路3・5・10号線の整備
- ▶ 道路と鉄道の連続立体交差化に向けた取組
- ▶ 市道の新設改良事業の実施
- ▶ 向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路の整備
- ▶ 公共インフラ保全事業の実施
- ▶ 下水道施設保全事業の実施
- ▶ 地籍調査の実施
- ▶ 安全な歩行空間の確保

施策 11－3 人と環境にやさしい交通環境の整備

- ▶ はなバスの運行
- ▶ 公共交通空白地域における移動手段の検討
- ▶ 自転車を活用したまちづくりの推進
- ▶ 駅周辺の自転車駐車場の検討

施策 12－1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進

- ▶ 防災基盤整備の推進
- ▶ 危機管理体制の強化
- ▶ 緊急物資の充実、防災備蓄倉庫の整備
- ▶ 消防団活動基盤の充実
- ▶ 自主防災組織活動への支援
- ▶ 防災意識の啓発
- ▶ 災害時の相互協力体制の充実
- ▶ 学校避難所運営協議会の充実
- ▶ 雨水溢水対策事業の実施
- ▶ 雨水幹線整備事業の実施
- ▶ 民間建築物の耐震化の促進

施策 12－2 防犯・交通安全の推進

- ▶ 安全・安心なまちづくりの推進
- ▶ 交通安全の取組
- ▶ 消費者相談事業の充実

6 活力と魅力あるまち

施策 13－1 産業の振興

- ▶ 多様な農業経営の支援
- ▶ 都市と農業が共生するまちづくりの推進
- ▶ 農福連携の推進
- ▶ 地産地消の推進
- ▶ 商店街活性化推進事業の推進
- ▶ 魅力的な商店街づくり
- ▶ 中小企業者等への支援
- ▶ 产学公の連携
- ▶ ハローワーク等と連携した就労支援の取組

施策 13－2 起業・創業支援の充実

- ▶ 起業・創業支援の取組
- ▶ 女性の働き方サポート推進事業の実施

施策 14－1 まちの魅力の創造

- ▶ 西東京ブランドの構築に向けた取組
- ▶ まち歩き観光の促進
- ▶ みどりの散策路めぐりの充実
- ▶ 「いこいーな」を活用した地域振興及び地域の魅力発信事業の推進

施策 15－1 生涯学習環境と主体的な学びの機会の充実

- ▶ 学びを通じた地域づくり事業の充実
- ▶ 生涯学習機会の充実
- ▶ 公民館施設の改修
- ▶ 図書館施設の改修
- ▶ 社会参加の機会創出に向けた検討

施策 15－2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ▶ スポーツ施設の改修
- ▶ スポーツ推進委員の活用
- ▶ 総合型地域スポーツクラブの推進
- ▶ パラスポーツ・インクルーシブスポーツの充実

施策 15－3 文化芸術の振興と文化財の保護

- ▶ 文化芸術振興事業の実施
- ▶ 市民文化祭の充実
- ▶ 文化施設の改修
- ▶ 下野谷遺跡等を活用した魅力づくり
- ▶ 郷土資料室の運営



西東京市企画部企画政策課

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号

リサイクル適性 A
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。